
平成29年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成29年3月23日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成29年3月23日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成29年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第22号 周防大島町債権管理条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第41号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第42号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第43号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

- 日程第16 議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第17 同意第1号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第18 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成29年度周防大島町一般会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2 議案第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3 議案第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4 議案第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5 議案第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6 議案第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7 議案第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8 議案第8号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9 議案第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10 議案第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11 議案第11号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12 議案第22号 周防大島町債権管理条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13 議案第41号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）
日程第14 議案第42号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第43号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第17 同意第1号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第18 議員派遣について

出席議員（14名）

1番 藤本 淨孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 大川 博君
書記 岡本 義雄君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	公営企業管理者 ……… 石原 得博君
総務部長 …………… 奈良元正昭君	産業建設部長 ……… 池元 恭司君
健康福祉部長 ……… 平田 勝宏君	環境生活部長 ……… 佐々木義光君
久賀総合支所長 ……… 松田 博君	大島総合支所長 ……… 奥村 正博君
東和総合支所長 ……… 中田 兼歳君	橘総合支所長 ……… 青木 一郎君
会計管理者兼会計課長 ……………	木村 秀俊君
教育次長 …………… 岡野 正徳君	公営企業局総務部長 … 藤田 隆宏君
総務課長 …………… 中村 満男君	財政課長 …………… 重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。昨日の本会議に続きお疲れさまです。
これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第 1. 議案第 1 号

日程第 2. 議案第 2 号

日程第 3. 議案第 3 号

日程第 4. 議案第 4 号

日程第 5. 議案第 5 号

日程第 6. 議案第 6 号

日程第 7. 議案第 7 号

日程第 8. 議案第 8 号

日程第 9. 議案第 9 号

日程第 10. 議案第 10 号

日程第 11. 議案第 11 号

日程第 12. 議案第 22 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1、議案第 1 号平成 29 年度周防大島町一般会計予算から日程第 12、議案第 22 号周防大島町債権管理条例の制定についてまでの 12 議案を一括上程し、これを議題といたします。

3 月 7 日及び 8 日の本会議において所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会報告書が提出されておりますので、12 議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） 総務文教委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3 月 15 日委員全員が出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第 1 号の本委員会所管部分、議案第 9 号、議案第 22 号の付託議案 3 件について、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決するべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号平成29年度周防大島町一般会計予算について、議会事務局関係では、委員より、全国市議会議長会への負担金支出がある理由はとの質問に対し、全国市議会議長会基地協議会は、基地交付金・調整交付金等の交付を受けている全国の市町村200団体が加盟している団体で、本町も基地再編交付金の交付を受けているため加盟しているとの答弁でした。

会計課では、委員より、窓口収納手数料の5円というのは法律で定められた金額かとの質問に対し、法律で定められた金額ではない。1件処理するのに、60円から70円のコストがかかっており、窓口収納手数料の要望は以前からあった。平成28年度に手数料を支出していないのは、指定金融機関がJA関連を除いて、周南市、平生町、上関町、本町のみである。周南市、平生町、上関も、平成29年度より実施予定と聞いているとの答弁でした。

次に政策企画課関係では、委員より、地域おこし協力隊の活動が町民に見えていないとの質問に対し、定住促進協議会で、移住定住相談や空き家バンク、海掃除等に携わっている山崎氏、周防大島町チャンネルの番組作成・編集に携わっている福田氏、観光協会がインバウンド誘客に携わっている篠原氏の3名がいる。町から任務を与えている関係で、前任者とは違って町民に見えにくいというところもあるが、今後、活動状況がわかるようにしていきたいとの答弁でした。

ふるさと応援事業について、寄附金の使用目的をはっきりしてPRしたほうが協力を得られるのではないかと質問に対し、何に使ってもらいたいアンケートはとっているが、使用目的を特定した募集は行っていない。今後、アンケートの回数が多い項目を特定して募集を行う方法も検討する必要があるとの答弁でした。

次に総務課では、委員より、土砂災害ハザードマップ作成の経緯及び事業効果はとの質問に対し、平成28年11月に山口県が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定したことに伴い、そのデータをもとに町でハザードマップを作成し、全戸配布することにより住民が自己周辺の危険箇所を把握することで災害時の避難行動等に役立つことを考えているとの答弁でした。

空家対策ローン利子補給事業について、既に実施しているものも対象になるのかとの質問に対し、利子補給申請前に実施したものは対象外。町内の金融機関での融資が対象であり、事業の説明等は金融機関においてもされているとの答弁でした。

次に税務課関係では、委員より、滞納処分としての差し押さえは機械的か、また、差し押さえ件数や金額はとの質問に対し、機械的ではなく、個々の案件について、徴収対策班の班内会議で対応を検討して行っている。平成28年度の現在状況は、30件差し押さえしており、差し押さえ金額は2,180万円で内430万円が換価済みであるとの答弁でした。

次に総合支所関係では、委員より、空家有効活用事業の内容及び予定はとの質問に対し、300万円以内で改修可能な空き家について、町が借り上げる制度がある。平成29年度につい

ては、未定であるが、情報提供は受けているので、今後、調査を行う予定であるとの答弁でした。住む家がないとの声をよく聞くので、ぜひこの事業を推し進めていただきたいとの意見がありました。

次に教育委員会総務課関係では、委員より、防音関係補助金の補助率はどの質問に対し、防音事業関連維持費補助金については、電力料金は10分の5.5、基本料金は3分の2。久賀小学校の空調工事に対処する防衛施設周辺防音事業補助金については10分の6.5。なお、この久賀小学校の空調更新設置後は、維持費補助が非該当となりますとの答弁でした。

旧三蒲小学校のグラウンドのパプリカ栽培の雇用状況はどの質問に対し、9人で内8人が地元雇用との答弁でした。

太陽光発電余剰電力の売払い収入があるということは、中学校の電気代は全て太陽光で賄われていることかとの質問に対し、日中の発電中は相殺して売電しているが、発電のない時間帯は電気代が発生するとの答弁でした。

東和総合支所・教育庁舎の事業概要で、総合支所の待合や受付スペースは十分確保しているかとの質問に対し、現在と比較して、2倍強の面積になるとの答弁でした。

学校空調設備の進捗状況はどの質問に対し、平成29年度で2校、平成30年度で4校整備すれば完了するとの答弁でした。

語学留学支援金の留学先がハワイでなくフィリピンである理由はどの質問に対し、山口大学との連携協定を重視していること。同校がフィリピン語学留学を利用し、成果を上げていること。他国と比較して安価であることが理由であるとの答弁でした。

委員から、瀬戸内のハワイ、カウアイ島の経緯、短期間での留学であることなどを考えたら、ハワイへの語学留学も検討すべきであるとの意見がありました。

次に学校教育課関係では、委員より、いじめ問題対策連絡協議会と、いじめ問題調査委員会があるが、開催回数は。また、委員はどの質問に対し、いじめ問題対策連絡協議会はいじめ問題の未然防止も含め、毎年1回開催。いじめ問題調査委員会は、重大な事案が発生した際に開催する。委員は警察関係者、学校関係者、民生委員等であるとの答弁でした。

児童生徒の教材費負担について、保護者負担と公費負担の区分の分け方はどの質問に対し、児童生徒が個人で使う教材の費用は保護者負担。教科書は公費負担との答弁でした。

次に社会教育課関係では、委員より、B&G体育館に空調設備工事は大変ありがたいが、竣工後の使用料はどの質問に対し、周辺施設の状況を考慮し、料金を検討したいとの答弁でした。

四境の役150周年記念事業を行ったが、平成30年の明治維新150年に向けて、どのようにつなげるのか。また、県の進める事業に対する町の方向性はどの質問に対し、平成29年度は、文化振興会関係の講演会を予定している。明治維新150年の事業内容は今後検討するとの答弁

でした。

社会教育施設における観光ボランティアガイド等の減免について、前回の委員会で提案しているが現状ではとの質問に対し、宮本常一記念館の減免を検討したが、観光施設である星野哲郎記念館との共通利用割引制度があるので、今後1年間、商工観光課と協議検討するとの答弁でした。

大島一周駅伝でたすきにチップを入れて計測するとの説明があったが、一步進んで、応援、選手の送迎などの観点からランナーの位置情報をインターネットで確認できる追跡システムを導入したらとの意見に対し、今後3年を目途に、大島商船高等学校との連携で駅伝計測システムの開発をお願いし、その中で実現を目指したいとの答弁でした。

なお、財政課、契約監理課に対し、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号周防大島町渡船事業特別会計について、委員より、国庫補助金は定率ではなく赤字部分の補助かとの質問に対し、国庫補助金については国の基準で算定されており、不足分を県補助金で賄うとの答弁でした。

次に、議案第22号周防大島町債権管理条例の制定について、委員より、この条例によって債権放棄した場合は、議会の議決は不要となるのかとの質問に対し、議会の議決は不要となるが報告は必要となるとの答弁でした。

債権者が行方不明で、債権放棄した後に不明者が戻ってきた場合はどうなるかとの質問に対し、一旦権利を放棄した債権については、もとに戻すことはできないとの答弁でした。

債権放棄する場合の第7条各号に規定する条件以外に判断するもの、具体的なものがあるかとの質問に対し、第7条各号により債権放棄する場合の具体的な適用例や運用方法は決める。また、規則で定める債権管理審査会において審議された後に債権放棄となるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会が決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井民生常任委員長。

○民生常任委員長（松井 岑雄君） それでは、民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会に

おける議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月の14日委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分な審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号及び議案第11号について、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定をいたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号一般会計予算について、福祉課関係では、委員より、公立保育所において延長保育事業を行っているのか。また、何時から延長となるかとの質問に対して、延長保育は日良居保育所で行っており、11時間を越えた部分が延長となっておりますとの答弁でございました。

障害福祉費の障害福祉一般経費にある、障害者福祉計画策定委員の報酬と障害者計画等策定業務委託料はどのような関係にあつて、策定委員はどのような方々なのか。また、委託先はどこになるのかとの質問に対して、委託料でもって業者に計画の素案を作成させ、年3回実施する委員会の中で、委員は計画の策定を検討することとしている。委員には、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会、施設園長など、障害に携わる方々を委嘱している。

なお、委託先の選定については、指名競争入札に付すことになっているとの答弁でした。

児童福祉費補助金の母子家庭等対策費総合支援事業補助金が増えた要因は何か。奨学金のような制度と考えてよいのかとの質問に対して、増額の要因は、高等職業訓練を受講する対象者が増えたためであり、これは生活費として給付するものであるとの答弁でした。

母子家庭等自立支援給付金事業及び母子・父子自立支援相談事業には何名の対象者がいたのかとの質問に対して、自立支援教育訓練給付金は1人20万円を2人分、高等職業訓練促進給付金は継続2名及び新規1名を見込んでいるとの答弁でした。

生活保護受給者の対象になるかどうかという調査は行っているのか。また、現在の受給者は何人いるのかとの質問に対して、就労ができる年齢の対象者は毎月、65歳を越えた高齢者へは年4回、施設入所者へは年1回、それぞれ訪問調査を行っている。また、1年に1回は全受給者に対して、課税、固定資産、手持ち金の調査を行っており、1月末現在の受給対象は159世帯、194名であるとの答弁でした。

健康増進課関係では、委員より、検診の受診率が低いと聞くが何か対策は考えているのかとの質問に対し、年度末に検診希望調査票を全戸配布して希望を募っているが、集団検診だけでなく、個別検診も取り入れ受診機会を増やしている。また、夕方検診、日曜検診のほか、10人程度が集まる場に検診車が出向き、肺がん検診を実施するなどの対策を実施しているところであり、今後もこれを継続していきたいとの答弁でした。

次に、議案第2号国民健康保険事業特別会計予算について、税務課関係では、委員より、平成

30年度に国保税が県に統一化された場合、本町の国保税率は上がるのかとの質問に対して、平成29年10月に県から提示される、納付金の標準保険料率を待たないと本町の税率との比較はできないとの答弁でした。

健康増進課関係では、委員より、財政調整交付金の詳細及び特別調整交付金の交付要件はどのようなになっているのかとの質問に対し、国の財政調整交付金については、普通調整交付金と特別調整交付金があり、普通調整交付金とは、定率の国庫負担では解消できない保険者間の財政の不均衡を調整するものとなっている。特別調整交付金とは、普通調整交付金の配分では措置できない、保険者の特別な事情を考慮して交付されるものである。

本町の場合は、臓器提供意思表示保護シールの作成、制度改正に伴うシステム改修、直営診療施設——3病院のことですけども、の運営及び施設整備に関して特別に要した費用があることのほか、結核性疾病または精神病に係る医療費が多額であるといった事情から、この特別調整交付金の交付を受けているが、全ては事業ごとに実績に基づき受けているものであるとの答弁でした。

次に、議案第3号の後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員より、自己負担割合の現役並み所得者に係る判定基準はどの質問に対し、課税所得が145万円以上かつ収入が高齢者複数世帯で520万円以上、単身世帯では383万円以上の方が対象となるとの答弁でした。

次に、議案第4号の介護保険事業特別会計予算について、委員より、総合事業の提供者はどのようなのかとの質問に対し、訪問型サービスについては、従前相当のサービスはヘルパー等の有資格者でないとできないが、基準を緩和したサービスは、研修等を受けた雇用労働者でも行える。周防大島町においては、有資格者がサービスの提供を行うこととしている。また、基準を緩和した通所型サービスについても雇用労働者でもよいとしているが、これまでサービスを提供していた者が行うことになるとの答弁でした。

事業所が基準を緩和した通所型サービスを提供する場合、低いサービス単価に対して有資格者がサービスを提供すると、事業所の収益が減ると考えられるが、なぜプラスが出るのかとの質問に対し、総合事業開始に伴い、全ての事業所、医師、ケアマネ等を集めての説明会を実施し、その中で何度も議論をし、事業所にとって採算がとれる形をつくった。収支の結果についても、事業所側からはプラスになるという回答を得ている。また、通所型サービスについては、従前相当の部分は今までの利用者全員を想定していて、基準を緩和したサービスの部分については、新たなサービスの創設となることから、事業所にとっては収益の増加が見込まれるとの答弁でした。

次に、議案第11号病院事業局企業会計予算について、予算案の説明に先立ち、石原公営企業管理者より、地域包括医療、新公立病院改革プラン及び企業局の状況等についての説明がありましたので、その概要を報告いたします。

僻地を含む地域医療に対しては、地域包括医療の概念が重視されておりますので、周防大島町

の医療としては、一次医療または一部では二次医療を確保しながら、地域包括医療を提供しなければなりません。そのためには、国や県、柳井医療圏の状況を考慮し、東和病院の病床を11床削減し、東棟の16床を地域包括ケア病床に変換し、西棟を改修するのが最善であると考えますので、来年度も実施することとします。

次に新公立病院改革プランについてですが、公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、公立病院が安定した経営のもと、僻地医療・不採算医療や、高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことが求められています。このため、医師をはじめとするスタッフを適正に配置できるよう、必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すものでなければなりません。

地域に貢献できる病院であり続けるためには、経営の健全化が不可欠です。

この度の改革プランは、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化、再編ネットワーク、経営形態の見直し、これらの視点に立った計画を策定し、これを実行することにより、継続的な経営収支の黒字化を目指すとともに、将来にわたって安心・安全で良質な医療を提供できる体制を構築したいと考えます。

次に町財政に対する影響についてですが、3病院、2老健さらには看護専門学校を運営している自治体は、全国的にも類を見ないと思われ、公的病院を運営するには、自治体からの多額の援助を必要とするところであります。

大島病院の新築をはじめとする、ハード整備に要した多額の減価償却費、さらに2老健の赤字がありますので、29年度はますます厳しくなるものと考えておりますが、毎月の病院長・施設長会議においては、改善へ向けての協議検討を重ねているところでございまして、平成26年度からは、経営コンサルタントを加えた、経営改善委員会を月に1回開催しているところであります。

事業の運営が常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するという法律の趣旨に従ってなされたかどうかを考え、今後の事業運営に努めてまいります。

石原公営企業管理者からは以上であります。

それでは、質疑内容について報告をいたします。

委員より、厳しい経営状況からの具体的な脱出方法は、どのように考えているか。病院や老健の需要、または診療科の特化も必要だが、経営改善のために、早く大きく舵を切るべきではないのかとの質問に対して、入院患者を稼働率90%以上に維持し、特色ある診療科の外来患者を増やし、入院及び外来の単価を上げていくことのほか、外科、整形外科の手術増も見込んでいる。3病院が全て同じ診療科ではなく、東和病院は整形外科、橘病院は歯科、大島病院は眼科というように特化させている。

老健については、入所者を90%維持していても経営が厳しいため、より収入増につながる介護度の高い入所者を、民間の特別養護老人ホームとも共存しながら、すみ分けしなければならない。

例えばではあるが、今すぐ施設を削減した場合、企業債の償還が5割で済むところ、残り5割部分の交付税措置が削減してしまうため、企業債の償還は全額負担になってしまうとの答弁でした。

診療科の特化による経営改善も大事であるが、救急の受け入れ、ロコミによる患者増もサービスとして重要と考える。改善の余地はあるのかとの質問に対して、毎月1回、全体会議の中で救急患者の受け入れ改善をお願いしているが、全職員で意思統一できるよう、今後もより一層努めていきたいとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましても、本委員会の決定どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第10号の付託議案6件について、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査にありました順次に沿って、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係の一般会計予算では、委員より、合併処理浄化槽の設置に要する個人負担額と下水道集合処理の整備に伴う下水道等受益者分担金の個人負担額について、個人負担額の

格差はどれくらいあるのかとの質問に対し、合併処理浄化槽設置補助金は、これまで、国庫補助基準額の5人槽は33万2,000円、7人槽は41万4,000円、10人槽は54万8,000円を補助金限度額として設置者に対して補助している。合併処理浄化槽の設置費用の個人負担額と、下水道集合処理に伴う下水道等受益者分担金の個人負担額についての個人負担額の格差を、5人槽で26万7,000円、7人槽は35万1,000円、10人槽では54万8,000円と試算した個人負担額格差に係る金額を、これまでの補助金限度額に新たに町単独の嵩上げ補助金額として上乗せした補助金限度額を加算して、5人槽は33万2,000円に26万7,000円を上乗せして59万9,000円に、7人槽は41万4,000円に35万1,000円を上乗せして76万5,000円に、10人槽は54万8,000円に54万8,000円を上乗せして109万6,000円として補助金限度額を設定したとの答弁でした。

合併処理浄化槽設置補助金の対象地域は町内全域か。また、対象地域については個別に相談することになるのかとの質問に対し、下水道事業計画区域内は対象外になるが、事業計画区域であっても地理的条件や費用対効果などの経済比較をして、ポンプアップ等が必要な場合などで下水道整備できない場合は、町が単独で全額補助している。対象地域は、下水道事業計画区域に入っていないければ合併処理浄化槽の対応になるので、お問い合わせいただき個別相談になるとの答弁でした。

久賀・大島地区や三ヶ浦の公共下水道を整備するという事は、全体の7割以上は公共下水道になるのではないかと。公共下水道には何億円も投資してきているので、合併浄化槽の区域にも投資すべきではないかと。合併浄化槽区域の維持管理費の補助について、町としてどう考えるのかとの質問に対し、引き続き検討していきたいとの答弁でした。

次に簡易水道事業特別会計では、委員より、収納業務負担金はどこへ、どういうために支払うのかとの質問に対し、収納業務負担金は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業に係る賦課徴収等々の業務を含めて簡易水道事業で行っていたが、上水道事業の創設により浮島地区海底送水管布設事業に係る業務等も含め、賦課徴収収納業務について、上水道事業職員により引き続き業務を行うもので、それに対する各特別会計から収納業務負担金として支払うとの答弁がありました。

次に下水道事業特別会計では、委員より、久賀・大島公共下水を進めているが、人口が減少していく中で、大きな負担が残っていく。事業費、維持管理費も含めて膨大な負担が残っていくが、その辺の考え方はどういったビジョンなのか。公共下水を進めていく中で、合併浄化槽の整備とのすみ分けは考えているのかとの質問に対し、人口の減少や地域を取り巻く環境は、ますます厳しい状況となってくるものと予想されるが、高料金対策や高資本対策等による国からの交付税措置を含めた一般会計からの繰り入れを余儀なくされている状況である。総原価主義により料金を

定めて下水道料金をもって独自採算で経営を賄うのが原則だが、現状では、県下でも上下水道料金は一番高いところに位置しており、人口の減少や地域を取り巻く環境は、ますます厳しい状況にあるが、住民の日常生活に直接影響する重要な上下水道料金であることは十分認識しており、今後さらなる経費の節減合理化に努め、経営戦略に基づいた計画的な施設の維持管理や、大規模改修による施設の延命化等を図り、収支のバランスのとれた経営に努力するとの答弁でした。

久賀・大島の公共下水の、これからの供用開始の計画はどうなっているのか。また、47年度までの整備計画の中で、部分供用開始はあるのかとの質問に対し、今、椋野長浦地区に終末処理場を建設しており、平成31年度までに整備が完了する予定で、平成32年度から一部供用開始を予定している。終末処理場に一番近い椋野地区、三蒲東側部分、東三蒲の一部及び久賀地区の宗光西側の一部までを予定しているとの答弁でした。

次に農業集落排水事業特別会計では、委員より、処理区別の前年度の加入率と今年度をマイナスと見込んでいるが、どれくらいやめて、新たに入ったのは幾らなのかとの質問に対し、農業集落排水における水洗化率は、戸田が77.22%、沖浦西が74.37%、沖浦東が68.80%、和田が88.51%、日良居が83.96%、秋が54.79%で、農業集落排水合計水洗化率は78.82%となっている。ちなみに集合処理人口普及率は18.65%となっている。

人口の減少もありますが、未接続の方の新規接続の方もいらっしゃいますので、ほとんど変わらない状況で、予算額は利用者の増減も多少影響する部分もありますが、維持管理費等については例年どおりであるとの答弁でした。

次に漁業集落排水事業特別会計では、委員より、維持管理だけで毎年2,000万円余りを一般会計から繰り入れているが、下水道全体で莫大なお金がかかることになっているのに、維持管理により延命措置をしていくよりも、徐々に合併処理槽に変えていく方向性や発想を転換しないのかとの質問に対し、今後、研究していくとの答弁でした。

次に水道事業企業会計予算では、委員より、山口県で一番高い水道料金ということは、柳井広域、県の補助、国の補助等々合わせて、少しは還元される予定はあるのか。また、町民の負担が少なくなることは将来的にあるのかとの質問に対し、住民の日常生活に直結した部分なので、継続的なサービスが提供できるよう努力しているが、遠距離導水等の膨大な初期投資と責任水量制により受水単価は依然として高く、企業団構成市町の水道料金は県内でも高料金のまま推移しているが、経営状況は厳しい状況にあり、人口の減少や地域を取り巻く環境は増々厳しい状況となってくるものと予想される。

水道においては町民の約9割は利用しており、高料金対策等による国からの交付税措置を含めた一般会計からの繰り入れを余儀なくされている状況ですが、広域連携等の検討について国からの指導もあり、山口県においても県全体での検討を始めている。特に柳井地域においては、柳井

地域における広域連携というような観点からも現在検討している。

県からの高料金対策補助金については、時限立法の関係で平成28年度までとなっていますが、引き続き要望中なので、決定次第、補正予算等で報告するとの答弁でした。

次に生活衛生課関係では、委員より、し尿処理経費の笠佐島のし尿処理車の備品購入費886万7,000円の概要と、し尿処理施設管理経費のうち、工事請負費4,320万円の内容はとの質問に対し、笠佐島のし尿収集処理車は、現在、トップカーにポンプと発電機を乗せて汲み取りをしている。笠佐は全件浄化槽であり、汚泥を吸い取るのにポンプの力が弱いため全部取り切れない状態なので、バキューム車の購入費を予算計上した。県費と過疎債を財源に、ステンレスのタンクは、300リットルの容量がある小型特殊車両のバキューム車を購入する予定。

工事請負費4,320万円は、衛生センターのし尿処理施設の生物処理槽の機能改善であるとの答弁でした。

ごみ収集処理委託の契約方法は随意契約を行っているが、公募や入札はしないのかとの質問に対し、指名願ひ等、契約監理課と調整していきたいとの答弁でした。

海岸漂着物のカキパイプについて、養殖業者との収集の対応を協議する会議を設けることは、その後どうなったのかとの質問に対し、広島県西部漁業振興協議会と意見交換を要望しているとの答弁でした。

次に商工観光課関係では、委員より、ウインドパーク管理運営経費に指定管理選定委員会委員報酬を計上しているが、前回の募集条件との変更点はどうかとの質問に対し、募集条件が厳しいということから、直営管理から前回の公募時に人員と人件費を見直したが、応募はなかった。新年度の公募について、再度、公募条件を検討し、応募者に一定の配慮はしたいとの答弁でした。

観光一般経費の工事請負費4,264万2,000円の主な用途はとの質問に対し、片添ヶ浜遊湯ランドの濾過装置の更新工事に3,456万円を計上している。遊湯ランドの温泉濾過装置の劣化が激しいので、2台の濾過装置を更新する予算となっているとの答弁でした。

星野哲郎記念館は、ことしで開館10周年になるが、記念事業について予算計上をしているのかとの質問に対し、企画展の実施と10周年記念ということで、今年度は170万円を予算計上している。記念事業の内容については、歌謡ショーやトークショーなどを計画しているとの答弁でした。

次に農林課関係では、委員より、ニホンアワサングについて地元の関心も高く、海城公園地区の指定に続いて、海城公園地区周辺の陸域部分も指定されることになった。周防大島アワサング協議会もアワサングの活用を議論しているが、そのためには自然観察ができる拠点の整備が必要ではないのかとの質問に対し、自然観察室や拠点としての施設の整備は必要だと考えている。今後

のニホンアワサングに対する活用等の方向性が決まれば、対応していきたいとの答弁でした。

担い手の支援は定住対策としても重要な課題だと考えるが、担い手支援事業の成果、課題、問題点をどのように評価しているのか。また、就農した人数はどの質問に対し、新規就農者については、国の経営開始型の青年就農給付金の対象者で、28年度当初が17名で、そのうち、平成27年度で給付を終了した方が2名、28年度で終了する方が7名になっている。畜産やぶどう栽培などかんきつ以外の就農者もいる。Iターン者の相談も多く、住居の確保が課題となっている。また、町の単独事業として、大島農業担い手就農支援事業により、就農希望者をJAに営農支援員として雇用し、かんきつを中心とした技術研修を委託しているとの答弁でした。

有害鳥獣対策調査研究の成果と方向性はどの質問に対し、調査初年度から今年度まで1年が経過したが、食性の調査として内臓を検体として提供してきた。検体の状態や個体差もあり、胃の内容物から季節ごとの餌の特定をしているところ。一番食べている物を減らせば、食物連鎖で減るのではないかとということで、まだ調査の段階にあるとの答弁でした。

次に水産課関係では、委員より、みなとオアシスの区域設定と管理運営、管理主体はどうなるのかとの質問に対し、みなとオアシスとしての区域を設定したいと考えており、みなとオアシスとして登録することで、国の交付金により今後の施設の整備ができる可能性がある。水産課としての構想は、西の端には海水浴場や橘ウインドパークがあることから、点在する施設を有機的に結び付けて活用できるようにしたいと考えている。

また、みなとオアシスの管理運営については施設の所有者ごとになるが、海の市を運営している海の市実行委員会を含め、地域創生の観点からもNPO法人化等を検討し、将来的には民間主導による運営に任せたいと考えている。町が建てる施設もあることから、当面の間の施設の管理については町が行っていくとの答弁でした。

種苗の放流・育成や魚礁などを毎年実施した結果、海は豊かになったのか。逆に漁獲高は減少しているのではないのか。その原因と対策はどうするのかとの質問に対し、今、魚がとれなくなっている海は、貧栄養化になっているということが一般的に言われている。海をきれいにすることを目的として制定された瀬戸内海環境特別措置法が、厳しい排出基準を設けたことにより海はきれいになってきたが、きれいになり過ぎたことで窒素やリンなどが少なくなり、藻場が喪失したり、植物性プランクトンが減少する状況を生んでいるということが定説になっている。

しかし、これも灘や湾により異なることから、この措置法が平成27年10月に改正され、窒素やリンを規制することから、適正に管理して海を再生するという論調に変わっている。水産課としても水質改善の補助事業を模索していたが、国の直轄事業で、伊予灘全体を水質調査や、魚礁を設置する事業が始まることになった。この効果が発現されれば、本町が継続して実施している魚礁設置事業が相乗して、より効果を発揮できると考えているとの答弁でした。

次に建設課関係では、委員より、町道の法部など、イノシシが原因と思われる被害を散見するが、新年度予算において、イノシシが原因で補修工事を実施する箇所はあるのかとの質問に対し、新年度予算において、道路橋りょう維持管理事業の工事を計上している中で、特にイノシシが原因と断定したものはないが、降雨やイノシシによる被害のいかに関わらず、道路施設が破損し著しく通行に支障がある場合は、随時、緊急工事で対応するとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました、議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑を終わります。

暫時休憩します。

午前10時26分休憩

.....
午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 議案第1号について反対討論を行います。

町村合併によるデメリットの部分がどんどん町の予算、またはその施策としてあらわれてきていると思います。大島4町が合併すれば、いずれは地方交付税の額が大幅に少なくなり、財源不足に陥ることは当時から指摘していたことでした。特に、大島のように自主財源が乏しい町同士が合併しても、さしずめは国によるあめの部分があっても、当面はしのげても、いずれは財政的に大変な状況になることは明らかでした。さりとて、合併しなければ財政的に裕福になっているかと言うと、一概にそうは言えないことも認めなければなりません。しかし、本来の地方交付税制度がきちんと機能していれば、今日ほど広い地域での行政ではなく、例えば合併されていなければ、学校の統合も話題にはならなかった可能性が高いと思います。近くに中学校があつて、寄宿舎なんかに入らなくても保護者の方と一緒に毎日を過ごし、歩いて学校に通うこともできたし、

地域に見守られながら子供たちも育つことができたでしょう。まさに地方自治体としての適切な規模が保たれていたであろうことは予想がつきます。その毎日の暮らしやすい地域であることこそが、過疎化対策、人口定住対策として、じわりじわりと力になっていたと思います。町村合併が学校の統合を呼び込み、学校も近くにないところに子育て世代の方々が住むわけがない。そういう多くの方が考えているとおり、活気あるまちに逆行する姿勢になっていることに異論を唱えるものです。

人口から見れば、合併は平成16年でしたが、その1年後の平成17年を基準にして、その10年前からの人口減少率は13.7%であるのに対し、平成17年から平成27年までの人口減少率は19.6%になっており、人口にすると、合併前10年間よりも合併後10年間のほうが約800人多くなっています。合併をしても過疎化に一向に歯どめがかからず、むしろ加速していると見ることができます。平成27年度の国勢調査の結果を見ても、本町の人口減少率は、県下の市町でワースト2位になっています。29年度の施策の一つとして進められている学校統合を進めても、こうした人口減少に歯どめをかけるとは到底思えないどころか、加速することを危惧します。

29年度予算では、個人町民税が昨年の当初予算比で250万3,000円、0.5%の減収見込み、同じく法人町税も若干の減収を見込んでいます。納税義務者の減という説明でした。税の滞納も増えているという説明でした。これは、労働者の実質賃金が連続4年もマイナスになっているし、正社員が減り、非正規労働者が増える傾向にいまだストップがかからないなどによって、経済の6割を占める家計消費がマイナス続きになっているという、アベノミクス不況が影響していることも考慮すべきです。国の予算と違い、地方のさらに自主財源が乏しい中での予算編成が厳しいものであることは理解しているつもりです。その意味に限りにおいては、敬意を表明いたします。予算の中の多くの部分について異論を唱えるつもりはありません。賛成できるものもたくさんあるのも事実です。しかし、最初に述べた基本的な政治路線ではやはり賛成できないことがあります。

また、個々の歳出でいえば繰出金の国保会計への繰出金3億1,290万8,000円のうち5,443万5,000円について、詳しくは国保会計で討論しますが、その使い方に反対します。

また、国保会計は国保第1条に掲げるとおり、社会保障を目的とする事業であり、高い国保税も財源の一部にしているという性格からも、ゼロ決算を前提とした繰り出しであることにも反対をいたします。

町長の交際費300万円は、多すぎる金額として反対します。さらに、教育費の中の各小中学校の職員の方や生徒が使うための経費の中に、各学校から要求されていたにもかかわらず、予算化されなかったものがあるとのことでした。具体的な中身については、総務文教常任委員会で資

料の要求を行い、今準備中とのことでしたが、まだ提出されていないので、その中身については省きますが、子供たちに必要な予算を惜しむべきではないと思います。学校からの要求は、子供たちのため、教育に生かすものと思われ、それを予算に反映していないことに反対いたします。

以上を主な理由として本案に反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 議案第1号平成29年度周防大島町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

御承知のとおり、平成29年度予算は、椎木町政3期目のスタートにあたる予算であります。

従来から町長が訴えてきた、幸せに暮らせる町づくりに加え、誰もが主役になれる町を目指し、本年を第2次行財政改革元年と位置づけた総額138億4,000万円の予算であります。

合併による特例措置が徐々に削減され、人口減少による地方交付税の減額交付が見込まれるといった非常に厳しい財政環境のもと、予算総額では3年連続のマイナス予算ではありますが、定住・防災・健康づくりに主眼を置き、当初予算案の概要によりますと、トレーラーハウス整備事業など、新たな発想で24もの新規事業に取り組むこととされているところであります。

さらには、有害鳥獣捕獲対策、特にイノシシ対策におけるパトロール隊設置や合併浄化槽設置整備事業への補助金嵩上げなど、拡充された事業も多々計上されております。

また、国民健康保険事業特別会計をはじめ、病院事業局企業会計に至るまで、各特別会計への繰出金も必要額を確保し、医療、介護、生活環境の充実にも十分配慮された予算となっております。

特に、浮島地区への海底送水管敷設事業にも着実に予算づけをしていただき、深く感謝するものであります。

以上、厳しい財政環境のもと、住民要望に的確に応え、気配りされた平成29年度周防大島町一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位におかれましては、ぜひとも御賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成29年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 議案第2号国民健康保険会計に反対の立場で討論を行います。

本議案の会計には、保険基盤安定繰入金保険者支援分として5,443万5,000円が入っています。これは、平成27年度に創設された国費1,700億円の支援金であり、国50%、県25%、町25%で計算されたものです。これは、国の事業説明の資料でも、被保険者1人当たり5,000円の引き下げ効果があるとされているとおり、国保税の引き下げ財源として使うべきです。平成27年度にも28年度にも入っているのに、全くその財源として使われておらず、29年度でも依然として、今のところそうなっている会計であり、反対です。

この民生常任委員会には、平成28年度の県内各市町の税率が資料として提出されましたが、依然として県内で国保税が高いほうにあり、いろいろな所得事例を例示した上での税額では県内3番目ないしは4番目に高くなっており、引き下げは急務であると言えます。こうした現状であるにもかかわらず、せっかく国からの財源が入っているにもかかわらず、その財源を引き下げに使わない、または基金にも回さない、こういう予算であり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論ございませんか。反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第4号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 本議案は、民生常任委員会では、なお検討をしたいという理由で賛成の態度を表明しませんでした。その後検討をした結果、賛成することに決めたため、賛成討論をさせていただきます。

本会計には、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、報酬や人的な基準を引き下げ、ボランティアなどがサービスを提供できる総合事業への移行による予算が含まれています。総合事業を前年度から実施している各地の自治体では、研修を受けただけの方による安価なサービスだったり、単なる家事代行になって、利用者の生活意欲の喚起や認知症などの早期発見ができないなどの問題が各地で指摘されているところもあります。こうした国による要支援の保険外しにはもちろん反対するものですが、本町の場合、そうした国による改悪をそのまま要支援者に押しつけるという方法をとっていないと判断するに至り、本案に賛成するものです。

例えば、介護予防短期集中予防サービス業務の委託料185万8,000円のうちの通所型サービスは、これまでどおりのデイサービス事業と補助事業を使ったサービスを上乘せして行うとしています。また、訪問型サービスもこれまでどおり、専門職のヘルパーによるサービスを行うとしています。国によって月額単価を7割に減額されたことは残念であり、遺憾ですが、それでも、ヘルパーの事業所の努力もあり実施されるとしています。こうした国の改悪にもかかわらず、その影響を周防大島町の段階で最小限に食いとめるために努力をされている介護保険課担当職員の皆さんに敬意を表して、本会計に賛成をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会

計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第22号防大島町債権管理条例の制定につきまして反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、この条例につきましては、地方自治法第96条の規定によりまして、議会の議決事項とされております債権放棄につきまして、町長等の専決が可能とするものでありますので、極めて

慎重に取り扱うべき事項であると考えております。

例えば、第7条2号の債務者が失踪、行方不明の場合の規定におきましては、この失踪、行方不明の場合には、地方自治法施行令第171条の5第2号の規定によるところの債務者の所在が不明である場合の徴収停止の手続が必要であると考えられますので、7条2号の規定を設ける場合は、徴収停止の規定を別に設けるか、本条号の前段に地方自治法施行令の徴収停止の手続規定を加える必要があると考えられます。さらに、第6号におきましては、当該債権の存在につき、法律上の争いがある場合におきまして、町長等が勝訴の見込みがないものと決定したときは債権の放棄ができると規定されておりますが、裁判の結果は、司法による判決の日まで訴訟当事者には予測できるものではありませんので、町長等に司法の議論の過程を斟酌して勝訴の見込みがないことを判断することが現実的にできるのかどうか、いつの時点で勝訴の見込みがないと判断するのか、結果的に勝訴となり得るものについて、無用な債権放棄をしてしまう危険性もあり得ることなどを考えれば、現実的に適用することが難しい規定であると言えますし、仮にある任意の時期におきまして、司法の判断に踰越して町長等が裁判の結果を予測して債権放棄を決定したとすれば、債権の放棄について、地方公共団体の長に裁量権がないことを認めた平成16年4月23日の最高裁判例に矛盾する条例となる可能性も生じてきます。

このように本条例の内容、特に債権放棄の部分は大切な町民の共有財産を失うことになる非常に重要な問題でありますし、適正な債権管理のための全庁的な共通認識を持つという目的を持ちながらも、この督促や強制執行に関する確認規定が設けられていないなどの点、さらには、現時点におきまして、条例制定をしなければならぬ緊急性がないこともあわせまして、条文の細かな部分につきまして、もう少し時間をかけて条例案の再検討が必要であるとの認識に立ちまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論ございませんか。反対討論ございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この条例をつくることによって、徴税攻勢がさらに強まることも予想されています。条例がなくても、現在の地方自治法または同施行令を運用することによって、徴税は可能だと思います。よって、この条例案はつくる必要がない、そういう点で反対討論を行います。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論ございませんか。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第22号周防大島町債権管理条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第41号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第41号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を行います。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第41号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由の説明を行います。

昨日配布いたしました追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、3ページの第1表のとおり合計で5億8,426万6,000円と定めるものでございます。若者定住住宅用地整備事業をはじめ、年度内完了が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議の上、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が議案第41号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第41号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第42号

日程第15、議案第43号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第42号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）から、日程第15、議案第43号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの2議案を一括上程し、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第42号及び議案第43号につきまして提案理由を申し上げます。

最初に、議案第42号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

追加補正予算書の5ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、7ページの第1表繰越明許費のとおり、設備経費につきまして8,180万5,000円と定めるものでございます。

浮島地区海底送水管布設事業に係る測量等、また島内施設整備の一部に係る工事請負費等について、現地測量、調査を行ったところ、当初予定しておりました地形や地質が現地と異なっておりますので、ルート変更を余儀なくされ、その調整に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第42号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

次に、議案第43号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

追加補正予算書の9ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、11ページの第1表繰越明許費のとおり、久賀・大島地区公共下水道事業につきまして2億1,081万円、災害復旧事業につきまして1,227万4,000円と定めるものでございます。

久賀・大島地区公共下水道事業に係る県の下水道過疎代行事業における管渠基本設計業務の遅延により、町が行う公共下水道事業、また、町が委託する県の受託事業における県との調整や河川協議による関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり翌年度へ繰り越すものでございます。

災害復旧事業につきましては、東和・片添浄化センター進入路法面災害復旧工事における測量調査設計業務において、復旧工法の選定や前面が海に面しているための越波の検討に不測の日数

を要したため、年度内完成が困難となり翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第43号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第42号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第43号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第42号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第42号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第43号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第44号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第44号和解及び損害賠償の額を定めることについて

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第44号和解及び損害賠償額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

平成29年1月20日に山口市の国道で発生した物損事故による損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきましてお諮りをするものでございます。

この事故は、生活衛生課の伊原靖人主事が地球温暖化対策地域協議会情報交換会のため、山口県総合保険会館での業務を終え、帰庁途中の山口市の国道9号と国道262号の平野交差点を右折する際に確認を怠ったため、直進してきた相手方の車両と衝突したものでございます。

損害賠償の相手方は、社会福祉法人青藍会はあとアカデミー山口と同施設勤務の生活支援員の藤本智子氏、施設利用者の今井康子氏の2名でございます。事故直後、後部座席に座っていた施設利用者の今井康子氏は、胸の痛みを訴えたため救急搬送され、運転手の藤本智子氏も翌日病院で受診されましたが、御両名ともその後の体調に異常はなく、通院はしておりません。

損害賠償の内容であります。本件は、時差式信号の交差点において、右折時に直進車両の確認を怠ったために発生した事故でありまして、相手方が2割、町が8割の過失割合となります。車両の修理等につきましては、8割分が一般財団法人全国自治協会自動車損害共済から、また藤本智子氏、今井康子氏に係る治療費等につきましては、全額が自動車損害賠償責任保険から支払うことで和解するものでございます。

損害賠償額につきましては、車両の修理等に係るものが115万3,730円、治療費等につきましては、藤本智子氏に係るものが5万8,649円、今井康子氏に係るものが3万6,698円でございます。

今後は、再発防止のため、より一層の交通安全指導に努めてまいりますので、何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） もう少し事故の状況、詳しく説明していただければと思うんですが、平野交差点というのは割と見通しがいいというか、どういうふうの確認を怠ったために事故が起きたのか、あと時間帯とか、そういったところの状況をちょっと少し詳しく、2対8ということなんで、ほとんど町側に過失があるということなんで、その事故の状況、少し詳しく御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 先ほど、副町長からございましたように、場所は、山口県庁を出て帰庁途中の、護国神社を過ぎた国道9号と262号が交わる交差点でございます。片側2車線で右折ラインもございますけど、右折の信号はなく時差式信号でございまして、その右折する際に、本人に聞きましたところ、確認を怠った、見てなかったということでございました。本人が眼鏡かけておりますので、私も眼科へ行くように勧めまして、その結果は異常ないということでございました。時間帯については夕方でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第44号和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

副町長の任務は、地方自治法第167条に規定されておりますように、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、町長に事故あるときはその職務を代理するという大変重要な職務であります。

私は、昨年10月の町長選挙におきまして、3期目の町政を担わせていただくということになりましたが、誰もが主役になれる町、そして幸せに暮らせる町づくりを目指して、町政を運営いたしております私にとりまして、これからも私が最も信頼し、かつ有能な人物を副町長にあて、周防大島町の振興発展にさらにまい進したいと考え、現副町長の岡村春雄氏を引き続き副町長に

選任することを決意いたしました。岡村春雄氏の実績につきましては、お手元にお配りしている資料のとおりであります。既に皆様方御承知のとおり、人格、識見ともに優れ、副町長として最適任であります。

議会の御同意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま同意されました岡村春雄君より挨拶をお願いいたします。副町長、挨拶をお願いします。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 岡村春雄でございます。このたびは、副町長の選任議案に御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。浅学非才な私ではございますが、町長の補佐役として、これまでの経験を生かしまして、町長の町政運営にかけける熱い思いをしっかりと職員に伝え、またしっかりと連携をとりまして、周防大島町の発展のためにさらに努力をしていかなければならないと心新たにしているところでございます。そのためにも、議員の皆様御指導、御協力をよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

日程第18. 議員派遣について

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成29年第1回定例会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 田中 豊文

署名議員 吉田 芳春